

【デイサービスセンターはびろ利用料金】

利用料 = ①基本料金 + ②加算料金 + ③その他の費用

【①基本料金】 ※介護保険適用時は「利用者負担額」、適用外の場合は「介護報酬額」となります。

サービス提供区分	介護度	介護報酬額 (日額)	利用者負担額 (日額)		
			1割	2割	3割
7時間以上 8時間未満	要介護1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
	要介護2	8,900円	890円	1,780円	2,670円
	要介護3	10,320円	1,032円	2,064円	3,096円
	要介護4	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円
	要介護5	13,120円	1,312円	2,624円	3,936円
3時間以上 4時間未満	要介護1	4,160円	416円	832円	1,248円
	要介護2	4,780円	478円	956円	1,434円
	要介護3	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	要介護4	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	要介護5	6,630円	663円	1,326円	1,989円
4時間以上 5時間未満	要介護1	4,360円	436円	872円	1,308円
	要介護2	5,010円	501円	1,002円	1,503円
	要介護3	5,660円	566円	1,132円	1,698円
	要介護4	6,290円	629円	1,258円	1,887円
	要介護5	6,950円	695円	1,390円	2,085円
5時間以上 6時間未満	要介護1	6,570円	657円	1,314円	1,971円
	要介護2	7,760円	776円	1,552円	2,328円
	要介護3	8,960円	896円	1,792円	2,688円
	要介護4	10,130円	1,013円	2,026円	3,039円
	要介護5	11,340円	1,134円	2,268円	3,402円
6時間以上 7時間未満	要介護1	6,780円	678円	1,356円	2,034円
	要介護2	8,010円	801円	1,602円	2,403円
	要介護3	9,250円	925円	1,850円	2,775円
	要介護4	10,490円	1,049円	2,098円	3,147円
	要介護5	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円

【②加算料金】 ※介護保険適用時は「利用者負担額」、適用外の場合は「介護報酬額」となります。

加算内容	介護報酬額	利用者負担額		
		1割	2割	3割
入浴介助加算 (I) (日額)	400円	40円	80円	120円
サービス提供体制強化加算 (I) (日額)	220円	22円	44円	66円
生活機能向上連携加算 (II) (月額)	2,000円	200円	400円	600円
科学的介護推進体制加算 (月額)	400円	40円	80円	120円
送迎を行わない場合の減算 (片道)	-470円	-47円	-94円	-141円

加算内容	加算率
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金および各種加算減算料金の9.2%に相当する金額

【③その他の費用】

昼食・おやつ	700円（1食あたり）
通常の実施地域以外への送迎費	通常の実施地域を超えた地点から居宅までの距離 × 37円（1kmあたり）

※加算内容の説明

加算	内容説明
入浴介助加算（Ⅰ）	適切な入浴サービスを提供した場合に算定される加算です。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	外部のリハビリテーション専門職が事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成、およびその進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容の見直しを行ったときに算定される加算です。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	有資格者を一定基準雇用し、サービス提供体制が基準を満たしていることに対して算定される加算です。 ・介護職員の内、介護福祉士の占める割合が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上。
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省（科学的介護システムLIFE・利用者名は匿名）に提出し、その情報を有効に活用することに対し算定される加算です。
送迎を行わない場合の減算	送迎を行わなかった場合に減算（片道ごと）されます。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。